

米軍普天間飛行場所属のUH 1 Yヘリによるつり下げ訓練に対する意見書

3月28日、またしても本村のトライ通信施設で米軍普天間飛行場所属のヘリが低空飛行のまま米兵つり下げ訓練を実施した。

訓練は13時頃から17時頃まで、海側の広場から離陸し、海上を旋回した後、数回にわたり繰り返された。

去る、2月25日には、つり下げ運搬に対して、読谷村議会で抗議決議を上げたばかりである。村民の声を無視し、住民生活に危険をおよぼす相次ぐ米軍の横暴に本当に憤りを覚えるものである。

米軍ヘリによるつり下げ訓練は、昨年8月本村沖合での訓練や、2017年3月15日のCH53大型輸送ヘリによる木箱や車両のつり下げ訓練、同年12月4日のMV22オスプレイからの米兵降下訓練など、ここ数年つり下げ訓練が繰り返されている状況である。

トライ通信施設内は農耕者もいる。また、周辺海域は漁業と観光業の中心地であり、本村の経済活動に大きな支障を及ぼすばかりか、騒音被害や墜落の不安など地域住民の平和な暮らしを脅かすものである。

また、1965年のパラシュート降下訓練によるトレーラーの圧死事故で小学校5年生の少女が犠牲になった事を村民は決して忘れない。

トライ通信施設の離着陸帯は、本来、管理着陸帯であり、戦闘訓練をする場所ではない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について早急に取り組むよう強く要請する。

記

- 1 米軍機による提供施設・区域外におけるつり下げ訓練は直ちに中止すること。
- 2 トライ通信施設内のヘリ離着陸帯は、管理着陸帯として遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年4月4日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

米軍普天間飛行場所属のUH 1 Yヘリによるつり下げ訓練に対する抗議決議

3月28日、またしても本村のトライ通信施設で米軍普天間飛行場所属のヘリが低空飛行のまま米兵つり下げ訓練を実施した。

訓練は13時頃から17時頃まで、海側の広場から離陸し、海上を旋回した後、数回にわたり繰り返された。

去る、2月25日には、つり下げ運搬に対して、読谷村議会で抗議決議を上げたばかりである。村民の声を無視し、住民生活に危険をおよぼす相次ぐ米軍の横暴に本当に憤りを覚えるものである。

米軍ヘリによるつり下げ訓練は、昨年8月本村沖合での訓練や、2017年3月15日のCH53大型輸送ヘリによる木箱や車両のつり下げ訓練、同年12月4日のMV22オスプレイからの米兵降下訓練など、ここ数年つり下げ訓練が繰り返されている状況である。

トライ通信施設内は農耕者もいる。また、周辺海域は漁業と観光業の中心地であり、本村の経済活動に大きな支障を及ぼすばかりか、騒音被害や墜落の不安など地域住民の平和な暮らしを脅かすものである。

また、1965年のパラシュート降下訓練によるトレーラーの圧死事故で小学校5年生の少女が犠牲になった事を村民は決して忘れない。

トライ通信施設の離着陸帯は、本来、管理着陸帯であり、戦闘訓練をする場所ではない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について早急に取り組むよう強く要求する。

記

- 1 米軍機による提供施設・区域外におけるつり下げ訓練は直ちに中止すること。
- 2 トライ通信施設内のヘリ離着陸帯は、管理着陸帯として遵守すること。

以上、決議する。

平成31年4月4日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官
在沖米陸軍第10地域支援群司令官